

当金庫の預金商品の概要

1. 商品名 (愛称)	自由金利型定期預金 (M型) [複利型] (愛称) スーパー定期
2. 販売対象	・個人のみ
3. 期 間	・定 型 方 式…3年、4年、5年 ・満期日指定方式…3年超5年未満 ・定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます。
4. 預 入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入 ・100円以上（総合口座の場合は、1万円以上）1,000万円未満 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利 息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、6ヵ月毎の複利計算。
7. 税 金	・利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 (ただし、マル優の利用の場合は除きます。) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
8. 手数料	—————
9. 付加できる特約 事項	・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率。) ・マル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数について、別紙の表1の預入期間に応じた中途解約利率により6ヵ月毎の複利計算した期限前解約利息を支払います。
11. 金利情報の入手 方法	・金利は店頭備え付けの金融情報ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（顧客サポート管理統括部署）（9時～17時、電話：0744-42-9001）にお申し出ください。 紛争解決措置 奈良弁護士会（電話：0742-22-2035）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、奈良県消費生活センター（電話：0742-26-0931）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部（顧客サポート管理統括部署）または全国しきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 なお、各弁護士会等に直接申し立ていただくことも可能です。
13. その他参考と なる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。